簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成22年6月 18日

分任支出負担行為担当官 中部地方整備局多治見砂防国道事務所長 今井 一之

1 業務概要

- (1) 業務名 平成22年度 多治見砂防堰堤測量(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容

本業務は、多治見砂防国道事務所の砂防事業管内における深田洞砂防堰堤外3箇所に おいて、測量作業を行うものである。

- (3) 履行期限 平成23年1月11日
- (4) 入札方式等

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス: http://www.cbr.mlit.go.jp/ 「企業と自治体」-「入札・契約情報」-「電子入札情報」-「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口:国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 経理課 〒507-0023 岐阜県多治見市小田町4-8-6 TEL 0572-25-8021 FAX 0572-25-7997 まで持参により提出すること。
- ・受付時間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70 条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成21・22年度測量に係る一般競争(指名競争)参加資格を受けていること。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コン サルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を 取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに 留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会 社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア. 親会社と子会社の関係にある場合
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更 生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ※ ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格 確認申請書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の 日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

岐阜県又は長野県内の内、中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有している ことをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種業務において、 1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく 業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務:TECRIS業務分野のうち、国又は都道府県が発注した次に該当する測量の実績・公共測量-地形測量-地形図作成並びに公共測量-基準点測量

(4) 配置予定現場代理人の資格に関する要件

配置予定現場代理人については測量士の資格を有しているものであること。

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、測量士相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表③の日を予定する。

(5) 配置予定現場代理人の業務実績に関する要件

配置予定現場代理人は、平成12年度以降に完了した同種業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績を同種業務として認める。

同種業務: TECRIS業務分野のうち、国又は都道府県が発注した次に該当する測量の実績・公共測量-地形測量-地形図作成並びに公共測量-基準点測量

(6) 配置予定現場代理人の手持ち業務に関する要件

1) 平成22年6月18日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満又は手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年6月18日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満又は手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは現場代理人、担当技術者として従事している契約金額が500 万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置現場代理人の手持ち業務量が1) に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置現場代理人を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - ① 当該配置現場代理人と同等の同種業務実績を有する者

- ② 当該配置現場代理人と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該 配置現場代理人と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地 方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予 定現場代理人の手持ち業務量の制限を超えない者
- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定現場 代理人とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置す ることとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定現 場代理人の経歴等」及び「予定現場代理人の同種業務の実績」記載様式を提出すること。 その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、 中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反 した入札として、その入札を無効とするものとする。
 - ① 配置予定現場代理人と同等の同種業務実績を有する者
 - ② 配置予定現場代理人と同等の技術者資格を有する者
 - ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75点以上の業務における現場代理人としての経験を有し、過去4年間の地方整備局 委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
 - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予 定現場代理人の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(8) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、参加表明者の同種業務の 実績ならびに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。 指名通知の日は別表③の日を予定する。

(9) 競争参加資格を与えない要件

参加表明書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

①参加表明書の提出が無い場合や内容が記載されていない場合。

また、必要資料の添付が無いものについては、実績等の証明が無いものと見なし、競争参加資格を与えない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒507-0023 岐阜県多治見市小田町4-8-6

国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 経理課

電 話 0572-25-8021 FAX 0572-25-7997

メールアドレス: keitajim@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間:別表①のとおり。

交付場所及び方法:「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ (以下「HP」という。)に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。 HPアドレス: http://www.cbr.mlit.go.jp

「企業と自治体」-「入札・契約情報」-「測量・建設コンサルタント等業務」-「入 札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、「電子入札システム」による交付を受けることが出来ない場合は、3(1)の担当 部局まで連絡し指示に従うこと。

(3) 参加表明書の提出期間及び提出先

電子入札システムにより提出すること。

たただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送(書留郵便に限る。) すること。

- ・提出期間:別表②のとおり。
- ・提出先:3(1)と同じ。
- (4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
 - ①入札書の受付期間 別表④のとおり。
 - ②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾 を得た者は、紙により多治見砂防国道事務所経理課まで持参すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした 入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とす

る。

- (4) 落札者の決定方法 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手する為の照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (7) 本案件は資料提出、入札を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
- (8) 参加表明書等に対する留意事項

参加表明書等の提出がない場合又は2(1)④の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など参加表明書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 詳細は入札説明書による。

別表

1	入札説明書の交付期間	平成22年6月18日から
		平成22年7月14日まで
2	参加表明書の提出期間	平成22年6月21日から
		平成22年6月30日までの10時から16時まで
		(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
3	指名通知の日	平成22年7月7日
4	入札書の受付期間	平成22年7月13日10時00分から
		平成22年7月14日16時00分まで
		(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
(5)	開札の日時及び場所	平成22年7月15日10時00分
		多治見砂防国道事務所 入札室